（　57）　削除	（　57）　有限会社ユーケイエス・ブルーライナー（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）
［（　58）～（　68）　略］	［（　58）～（　68）　同左］
2　次に掲げる登録記号の航空機	2　次に掲げる登録記号の航空機
登　録　記　号	登　録　記　号
［（　1）～（　42）　略］	［（　1）～（　42）　同左］
（　42）の２　ＪＡ06ＲＫ	［新設］
（　42）の３　ＪＡ06ＶＡ	（　42）の２　ＪＡ06ＶＡ
［（　43）～（　53）の３　略］	［（　43）～（　53）の３　同左］
（　53）の４　ＪＡ14ＶＡ	［新設］
［（　54）～（　82）の21　略］	［（　54）～（　82）の21　同左］
（　82）の22　ＪＡ251Ｊ	［新設］
［（　83）～（139）の５　略］	［（　83）～（139）の５　同左］
（139）の６　ＪＡ465Ａ	［新設］
［（140）～（343）の７　略］	［（140）～（343）の７　同左］
（343）の８　ＪＡ820Ｐ	［新設］
（343）の９　ＪＡ821Ａ	（343）の８　ＪＡ821Ａ
（343）の10　ＪＡ821Ｊ	（343）の９　ＪＡ821Ｊ
（343）の11　ＪＡ822Ａ	（343）の10　ＪＡ822Ａ
［（344）～（367）　略］	［（344）～（367）　同左］
（368）　削除	（368）　ＪＡ8322
［（369）～（442）の３　略］	［（369）～（442）の３　同左］
（442）の４　ＪＡ85ＲＣ	［新設］
［（443）の２～（444）　略］	［（443）の２～（444）　同左］
（445）　削除	（445）　ＪＡ8649
［（445）の２～（453）の３　略］	［（445）の２～（453）の３　同左］
（453）の４　ＪＡ871Ｊ	［新設］
（453）の５～（453）の21　［略］	（453）の４～（453）の20　［同左］
［（456）～（482）　略］	［（456）～（482）　同左］
（482）の２　ＪＡ896Ａ	［新設］
［（483）～（511）　略］	［（483）～（511）　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第百六十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成三十年四月二十四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。